

猫や犬を捨てないで!

ペットは私たちの生活に喜びや安らぎを与えてくれます。特に猫や犬は、昔から人間のパートナーとして欠かさない存在となっています。

しかし、ペットの猫や犬、また生まれた子猫や子犬が捨てられるケースが後を絶ちません。

捨てられた猫や犬は、多くの危険にさらされます。例えば、野良猫の多くは感染症や事故のために長くは生きられません。

そして、捨てられた地域でも、増えてしまった野良猫により、庭やごみ置き場を荒らされるなど多大な迷惑を被ることになります。

動物の命のために、また地域のために、飼うためのマナーをよく知ったうえで、「命を預かる」という気持ちを忘れず、猫や犬は最後まで責任を持って飼いましょう。

ペットを捨てるのは犯罪です。法律で罰せられる場合があります。

動物の愛護及び管理に関する法律(抜粋)

第四十四条(略)

- 2 (略)
- 3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

何らかの事情で飼えなくなった場合は、新たな飼い主を探す努力をしてください。

どうしても飼えない場合は、環境課や小田原保健福祉事務所(☎0465-32-8000)に相談してください。

照会先 環境課 ☎85-9565

「緑の銀行」では、みどり豊かな生活環境づくりを推進するため、一般家庭や事業所などから寄贈していただいたものや町で育てた樹木を町民の皆さんに無料で配布します。



「緑の銀行」 樹木無料配布

樹木名	本数	樹高 (cm)
ベニサラサドウダン	10	70~100
ローバイ	10	90~120
クロローバイ	5	90~120
ヒメシャラ	10	120~220
アセビ	10	60~70
ツツジ	10	60~70
サツキ	10	60~70
サラサドウダンツツジ	10	150~160
ミツバツツジ	10	90~120

配布樹木

申込方法 希望樹木名、本数、住所、氏名、電話番号を明記し、往復はがき(返信はがきには、住所、氏名を記入)でお申し込みください。

※申込数は、1世帯、1種類につき2本以内、総数で4本を限度とします。

申込期限 1月29日(金)必着

配布期間 3月1日(月)~5日(金) 10時~16時

配布場所 宮城野苗圃(案内図は返信はがきに記載します)

その他 申し込みが多い場合は、配布数を調整します。

申込・照会先
〒250-0398 環境課
☎85-9565

照会先 企画課

☎85-9560



※優待施設には、S.K.Y.広域圏のロゴマークステッカーが掲示してあります。

静岡県東部(S)、神奈川県西部(K)、山梨県東部(Y)地域の3県にまたがる、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」加盟38市町村エリアの観光施設(25市町村の全66施設)の優待利用を、1月1日(金)から開始しました。

富士箱根伊豆交流圏づくりホームページ (<http://www.3pref-sky.com/>) から優待券を印刷し、入場券売り場などの窓口に参加すると、各施設の入場割引などの優待を受けることができます。

施設や優待内容などの詳細については、ホームページをご覧ください。

SKY広域圏を お得に遊ぼう! 観光周遊に優待券が 使えます

景観まちづくり アドバイザー 決定!

平成21年11月27日、次の方々に景観まちづくりアドバイザーに委嘱しました。



アドバイザーの方々は今後、景観計画提案団体やその認定を受けようとする団体に対して、良好な景観の形成に関することや、景観重点地区の指定に係ることなどについての助言や指導をしていただきます。

景観まちづくりアドバイザー

(敬称略)

○特定非営利活動法人日本景観フォーラム(理事長斉藤全彦) 良好な景観に関する意識の啓発および知識の普及、景観から考えるまちづくりの提案などを目的として設立された団体です。

○田邊学(株)カラープランニングセンター 取締役を務めているほか、多くの地方自治体の景観アドバイザーなどの経験があります。

○芝京子(社)神奈川県建築士事務所協会 副会長、NPOときめき箱根根理事長などを務めており、町の総合計画審議会会長、都市計画審議会委員などを務めた経験があります。

また、委嘱式に引き続き、町の今後の景観まちづくりについての意見交換をするため、アドバイザーと町職員との座談会を開催しました。

アドバイザーの方々の箱根に對する想いや、景観形成の課題などについて貴重な意見を伺うことができました。



今回の座談会で交わされた意見を今後の景観まちづくりに生かしていきたいと思えます。

なお、アドバイザーの派遣も開始してまいりますので、ぜひ活用してください。

詳細は、ホームページで確認できます。

照会先 都市整備課
☎85-9566

景観かわら版 第5回

みんなで協力して景観まちづくりに取り組んでいこう!

これまで、景観まちづくりは一人ひとりが身近なところから、「もてなしの心」を持って取り組んでいくことが大切なのではないか、という話をしてきました。

景観まちづくりは、一人ひとりが意識して行うことも大切ですが、その地域にふさわしい景観まちづくりを行っていくには、多くの方々が協力して行うことで、より効果的に地域の景観資源を生かしていくことができるのではないかと考えられます。

自治会、子ども会、老人会、そのほかのまちづくり団体などが、協力して地域の景観まちづくりに取り組んでいくことにより、町全体の景観がより良いものになっていくのではないのでしょうか。

●景観計画提案団体について
景観条例では、このような地域の良好な景観形成に関する活動を行う団体が、町の景観計画の策定や変更を提案できる制度を定めています。

また、住民の方で組織された景観まちづくり研究会やその代



皆さんで協力して町の景観を守り、育てていきましょう。

表者などで構成された箱根町景観計画策定委員会と協働して景観計画を策定し、去年の6月に施行しました。景観計画提案団体は、その中で施策として掲げられている景観重点地区の指定などについての細かな提案を行うことができますので、ぜひ提案を検討してください。

なお、景観計画提案団体になると、景観まちづくりアドバイザーの派遣制度も利用できます。※景観計画提案団体になることとする団体も応募することができます。

今後も、住民の皆さんと協働して、景観計画に掲げている施策を展開していきます。

皆さんもお住まいの地域の景観をよりよくすることにぜひ考えてみませんか。

景観計画やそのほか景観に関する情報は、町ホームページでご覧になれます。
http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/00index.htm

健康食育はこね21

「もつたない」を生活に!

平成17年、ケニア出身のワシガリー・マータイさんが、「ゴミ削減」、「再利用」、「再生利用」という環境活動を一言で表し、さらに、かけがえのない地球資源に對する「尊敬の念」が込められている言葉として、「MOTTAI NAI」を世界共通の言葉として広めることを提唱しました。

「もつたない」という言葉は、元々は、仏教用語の「勿体(もったない)」を否定する語で、物の本来あるべき姿がなくなることを惜しみ、嘆く気持ちを表しています。

現在では一般的に、物の価値を十分に生かされておらず、無駄になっている状態やそのような状態にしよう行為を戒める意味で使用されていることが多いようです。

さて、冷蔵庫や保管庫などに忘れられて眠っている食品はありますか。

食品には、さまざまな「表示」がありますが、その1つに「期限」(消費期限・賞味期限)があります。

消費期限とは 期限を過ぎたら食べない方がよい期限です。弁当や総菜など品質の劣化が早い食品に記載されています。

賞味期限とは おいしく食べられる期限です。缶詰やスナック菓子など品質が比較的長く保持される食品に記載されています。品質の劣化が遅いことから、この期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

※これらの期限は、保存方法に記載されている方法で保存した場合の期限であり、開封後や決められた方法で保存していない場合には、期限が切れる前であっても品質が劣化していることがあります。

消費期限・賞味期限の意味を正しく理解し、食品の購入時や冷蔵庫・保管庫などの定期的な点検などにより、「もつたない」という思いで資源を大切にすることが、いつまでも健康でいられ、また安心しておいしい食べものを口にできる環境づくりにつながるのではないのでしょうか。

毎月6日は「食育の日」